

2026年個人情報保護法改正法案を徹底解説

—AI・データ利活用、子ども・生体情報保護、課徴金導入まで—

ご相談は以下にご連絡ください

03-5288-1021(代表)

m-watanabe@miyake.gr.jp

k-koshida@miyake.gr.jp

k-iwata@miyake.gr.jp

n-idenuma@miyake.gr.jp

弁護士法人 三宅法律事務所

弁護士 渡邊 雅之

同 越田 晃基

同 岩田 憲二郎

同 出沼 成真

改正総論

参考URL

- 「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」の閣議決定について(令和8年4月7日) (<https://www.ppc.go.jp/news/press/2026/260407/>)
- 個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しの制度改正方針(令和8年1月9日・個人情報保護委員会) (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/01-1_seidokaiseihousin.pdf)
- 個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会報告書(令和6年12月25日) (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/minaoshi_kentokaihoukokusho_r6.pdf)
- 個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理(令和6年6月27日・個人情報保護委員会) (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/chukanseiri_honbun_r6.pdf)

2026年4月7日国会提出法案

- 2026年4月7日閣議決定・国会提出法案「個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律案」
- 対象法令は、個人情報保護法、番号法、次世代医療基盤法に及ぶ
- 見直し対象は、実体規律、本人関与、委託構造、命令、課徴金、罰則
- データ利活用と権利利益保護の両立を制度として再設計する内容
- 施行は段階的であり、公布後6か月の先行施行部分と、最大2年以内の本体施行部分がある

ポイント

制度全体を組み替える**大型改正**

はじめに — 今回改正の位置付け

- 3年ごと見直し(令和2年改正法附則10条)の流れの位置付け
- 令和5年11月以降の検討、令和6年6月の中間整理、同年12月25日の検討会報告書、令和8年1月9日の制度改正方針を経て法案提出に至る
- 個別論点の修正ではなく、定義から執行までを通貫して見直す改正
- 利活用ニーズと権利利益保護の双方からの政策要請に応える構造を持つ

ポイント

- 今回の法案は、制度見直しの集大成

改正の背景① データ利活用ニーズの高まり

- AI開発、データ分析、統計処理、医療研究等で、個人情報を含むデータの利活用需要が急増
- 大量データの解析や横断的利用について、現行法では整理が十分でない領域が広がっている
- 政府の基本方針でも、AI活用に資する円滑なデータ連携が重視されている
- **統計作成等(2条13項)**という新概念を法定し、利活用の制度的受け皿を設ける

ポイント

- **AI時代の利活用整理**が改正の大きな柱

改正の背景② 権利利益侵害リスクの高まり

- 違法取得、名簿流通、不適切な第三者提供事案が継続的に発生
- 本人が認識しにくい生体情報収集、特に顔特徴データの活用が進展
- 子ども情報の過剰利用、依存誘発、不適切利用に対する懸念の高まり
- 電話番号やメールアドレスを用いた詐欺、勧誘、ストーカー的接触も拡大
- 既存制度では十分に捕捉しきれない悪質類型が顕在化

ポイント

利活用拡大と並行して、**侵害リスクも高度化**している。

今回改正の基本思想

- **利活用ルートの整備**により、使えるデータは使えるようにする
- **停止請求・命令・課徴金・罰則の強化**により、逸脱や悪質利用には重い責任を課す
- 利活用の特例設置と、透明性、用途限定、本人関与、制裁強化を同時に進める
- 単純な規制緩和でも単純な規制強化でもなく、両方向の見直しを組み合わせた改正

ポイント

利活用拡大と規律強化はセット

改正法案の全体構造

- 義務規定の拡張(17条～40条の2)
- 匿名加工情報関係の拡張(43条～46条の2)
- 監督・監視の4目構成化により、報告、措置命令、課徴金、雑則を再編
- 罰則章の拡張・再配置(176条～186条)
- 条番号の再編自体が、制度再設計の方向性を示している

ポイント

定義・義務・執行・制裁の全体を組み直す構造改正

改正の特徴 — 実体規律と執行の一体化

- 新義務や特例の追加にとどまらず執行・制裁面が大幅に強化
- 本人通知命令・公表命令(148条)
- 課徴金制度(148条の3～148条の17)
- 罰則引上げ(176条、178条～180条、186条)
- 違反時の経済的不利益とレピュテーションリスクが大きくなる

ポイント

今後は、個人情報を経済的リスクとしても扱う必要がある

連絡可能個人関連情報とその規律

連絡可能個人関連情報

- **連絡可能個人関連情報**(2条8項)を新設
- 住居・勤務先所在地、電話番号、メールアドレス、電気通信設備識別符号等が含まれる
- 他の情報と容易に照合できるものも対象に含まれる
- 個人情報ではなく、個人関連情報の一類型として切り出されている
- 従来、個人情報に該当しない連絡先データには法の規律が及びにくい場面があった

ポイント

個人に到達・接触できるかに着目した新類型

個人関連情報とは－ 個人情報との違いを含めて －

- **個人関連情報(2条7項)**とは、**生存する個人に関する情報**であって、**個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報のいずれにも該当しないもの**をいう。(令和2年改正:2022年4月施行)
- **個人情報との違い**
個人情報は、氏名、生年月日その他の記述等や個人識別符号により、**特定の個人を識別できる情報**である。これに対し、個人関連情報は、**特定の個人を識別することまではできないが、特定の個人に関する情報**である。
- **個人関連情報の例**
 - ・性別、年齢、職業等の属性情報
 - ・ウェブサイトの閲覧履歴
 - ・位置情報
 - ・Cookieや広告ID等により把握される行動履歴但し、これらも**他の情報と結び付いて特定の個人を識別できる場合**、個人情報に該当し得る
- **統計情報との違い**
統計情報は、**特定の個人との対応関係が排斥されている限り**、「個人に関する情報」ではなく、個人関連情報にも該当しない。
- **今回の改正との関係**
改正法案の**連絡可能個人関連情報**は、この個人関連情報の中から、**特定の個人に連絡し、又は情報を伝達することに使えるもの**を切り出して、特別に規律しようとするもの

ポイント

個人関連情報は、**個人情報ではないが、個人に関する情報**である

その中でも、今回の改正は、**本人に到達・接触できる情報**を特に問題にしている。

連絡可能個人関連情報とは

- 連絡可能個人関連情報(2条8項)とは、次に掲げる記述等が含まれる個人関連情報をいう
- また、これらの記述等が直接含まれていなくても、他の情報と容易に照合することができ、それによりこれらの記述等を特定することができるものも含まれる
- 対象となる記述等は、次のとおりである
 - ① 住所等(1号)
住居、勤務先その他の特定の個人が所在し、又は所在していた場所の所在地
但し、郵便、信書便、電報の送達又は特定の個人への訪問に利用することができるものに限る
 - ② 電話番号(2号)
特定の個人に対する電話又はFAX送信に利用することができるものに限る
 - ③ 電子メールアドレス(3号)
特定の個人に対する電子メール送信に利用することができるものに限る
 - ④ 電気通信設備利用者等を識別する符号(4号)
電気通信設備を利用する者又は電気通信設備を識別することができるように付された符号であって、特定の個人に対する電気通信を利用した情報の伝達に利用することができるものに限る
 - ⑤ その他委員会規則で定める記述等(5号)
特定の個人に対する連絡その他の情報の伝達に利用することができるものとして、個人情報保護委員会規則で定めるもの

ポイント

この定義は、特定の個人に対する連絡その他の情報の伝達に利用できる記述等を含む個人関連情報を、新たに「連絡可能個人関連情報」として切り出したものである。

連絡可能個人関連情報の定義のポイント

- この定義は、「個人情報」ではなく「個人関連情報」の一類型として置かれている
- したがって、直ちに「個人情報」と同じ規律を全面的にかけるのではなく、個人関連情報のうち特に危険性の高いものを切り出した構造である
- 危険性の中心は、識別そのものではなく、接触・勧誘・送信・訪問・追跡の導線になることにある
- 住所、電話番号、メールアドレスは、それ自体ではセンシティブ情報ではないことも多いが、詐欺、違法勧誘、ストーカー的接触、送客、名簿流通に使われると重大な権利利益侵害を生じ得る
- そのため、今回の改正は、「誰であるか」だけでなく、「その人にどう到達できるか」を保護法益として前面に出している

ポイント

この定義は、識別可能性から接触可能性への視点の転換を示している。

住所・電話番号・メールアドレスが対象になる理由

- **住所**は、郵送、信書便、電報、訪問に利用できるため、現実世界で本人に接触する導線となる
- **電話番号**は、電話やFAX送信に利用でき、詐欺、勧誘、取立て、嫌がらせ等の導線となる
- **電子メールアドレス**は、メール送信や電子的勧誘、なりすまし接触の導線となる
- いずれも、「個人を一意に識別する情報」でない場合でも、**本人への直接的働きかけを可能にする点**に危険性がある
- 改正法は、この「働きかけ可能性」に着目して、これらを個別に列挙している

ポイント

問題なのは、**その情報単体のセンシティブ性**ではなく、**本人に到達できること自体**である。

「電気通信設備を識別する符号」が意味するもの

- 4号は、従来の住所・電話・メールと違い、**オンライン上で個人に情報を届けるための識別子**を意識した規定といえる
- 条文上は、電気通信設備を利用する者又は電気通信設備を識別することができるように付された符号であって、特定の個人への電気通信を利用した情報伝達に使えるものが対象となる
- これにより、従来型の連絡先だけでなく、**オンライン識別子や通信上の到達手段**も射程に入る
- もっとも、どこまでがこれに含まれるかは、実際には今後の委員会規則や解釈に大きく依存する
- そのため、Cookie、広告ID、端末識別子、アカウント識別子等についても、**「個人情報ではないから自由」とは整理しにくくなる**

ポイント

4号は、**デジタル時代の「連絡先」概念**を取り込むための規定である。

「容易照合できるものを含む」の意味

- 条文は、上記1号～5号の記述等が**直接含まれる場合だけでなく、他の情報と容易に照合することができ、それによりそれらを特定できるものも含む**としている
- これは、形式的には住所や電話番号そのものが書かれていなくても、すぐに照合して本人への連絡手段を割り出せる情報であれば対象に含める趣旨である
- したがって、「今持っているデータ単体では住所は入っていない」といった形式論だけでは足りず、**他の保有データや通常利用するデータベースと組み合わせれば連絡可能になるかが問われる**
- ここでも重要なのは、識別可能性だけでなく、**接触可能性の実質**である

ポイント

形式的非該当ではなく、**実質的に連絡先を割り出せるか**が見られる。

連絡可能個人関連情報に適用される規律①ー 現行法上の個人関連情報規律(31条)ー

- **個人関連情報の第三者提供規律(31条)[現行法]**
個人関連情報取扱事業者が個人関連情報を第三者に提供し、提供先がこれを**個人データとして取得することが想定される場合**には、本人同意の確認等が必要となる。
- **この規律は今回の改正で初めて入るものではない**
個人関連情報に関する第三者提供規律は、**令和2年改正法により導入され、2022年4月1日に施行された現行法上の規律**である
- **連絡可能個人関連情報との関係**
連絡可能個人関連情報は、改正法で新設される**個人関連情報の一類型**であるため、まず前提として、**現行法上の31条の規律が及ぶ場面がある**。
- **実務上の意味**
したがって、電話番号、メールアドレス、所在地、オンライン識別子等を含むデータについては、改正法だけでなく、**現行法の31条との関係も併せて検討する必要がある**。

ポイント

連絡可能個人関連情報には、まず**現行法の個人関連情報の第三者提供規律(31条)**が前提としてかかり得る

連絡可能個人関連情報に適用される規律②ー改正法で追加される規律(31条の2・31条の3等)

- **不適正利用・不正取得の禁止(31条の2)[改正法で追加]**
個人情報ではないが、**特定の個人に対する働きかけが可能となる情報**について、違法又は不当な行為を助長・誘発するおそれがある方法による利用と、偽りその他不正の手段による取得が禁止される。
- **統計作成等目的の第三者提供特例(31条の3)[改正法で追加]**
第三者が**統計作成等**を行う目的で取り扱う必要がある場合には、所定の条件の下で、個人関連情報取扱事業者による提供ルートが設けられる。
- **監督・執行の対象**
これらの違反行為については、個人情報保護委員会による**勧告・命令(148条)**や、**違反行為を補助する第三者への要請(148条の2)**の対象となり得る。
- **実務上の位置付け**
連絡可能個人関連情報は、**個人情報そのものではないが、本人への接触・勧誘・送信・訪問の導線となる点**に着目して、今回の改正で独自に規律対象化された情報類型である。

ポイント

連絡可能個人関連情報には、**現行法の31条**に加えて、**改正法で31条の2・31条の3が上乘せ**されると整理すると分かりやすい。

連絡可能個人関連情報にそのままでは直ちに及ばない規律

- **利用目的規制(17条・18条)**

連絡可能個人関連情報は、法案上、**個人関連情報の一類型**として位置付けられており、個人情報そのものに対する利用目的の特定・通知・公表規制が、そのまま当然にかかる整理ではない。

- **要配慮個人情報の取得規制(20条2項)**

要配慮個人情報の取得に関する同意規制は、**個人情報**を対象とする規律であり、連絡可能個人関連情報に対して当然にそのまま及ぶものではない。

- **漏えい等報告・本人通知(26条)**

漏えい等報告や本人通知は、**個人データ等**を前提とする規律であり、連絡可能個人関連情報について直ちに同じ枠組みが適用されるわけではない。

- **第三者提供規制・オプトアウト規制(27条～29条)**

同意なき第三者提供の原則規制、オプトアウト届出、第三者提供記録等は、主として**個人データ**を対象とする。したがって、連絡可能個人関連情報については、まず**31条の2**や**31条の3**の枠組みで整理するのが基本となる。

- **保有個人データに関する開示・訂正・利用停止等(33条～40条)**

開示、訂正、利用停止等の本人関与規律は、**保有個人データ**に対する制度であり、連絡可能個人関連情報に当然にそのまま及ぶわけではない。

ポイント

連絡可能個人関連情報は、**個人情報・個人データと同じ規律が全面適用される情報類型ではない**。まずは、**個人関連情報としての位置付け**を前提に、**31条の2**を中核として整理するのが基本である。

連絡可能個人関連情報の分析① この定義の法的意味

- この定義の新設により、改正法は、**個人情報そのものではないが、本人への接触・働きかけに使える情報**を独立に問題視することになった
- 従来は、個人情報該当性の有無に議論が集中しやすく、個人情報に当たらない連絡先データの流通や利用には、法の規律が及びにくい場面があった
- しかし、実際の被害は、個人が識別されること自体よりも、**詐欺、違法勧誘、送客、つきまとい等の接触行為**から生じることが多い
- 改正法は、この実態に対応し、「**個人に連絡できる情報**」それ自体を危険な**情報類型**として法定したと評価できる

ポイント

この定義は、保護法益を「**識別**」から「**接触・働きかけ**」へ**拡張**する役割を持つ

連絡可能個人関連情報の分析② 実務上の影響

- **営業リスト・見込み客リストへの影響**

電話番号、メールアドレス、所在地等を含むリストは、今後、単に「個人情報ではない」「個人関連情報にすぎない」として自由に取得・利用・提供する整理がしにくくなる

- **送客ビジネス・名簿流通への影響**

連絡先情報を用いて第三者が本人に接触できるようにするビジネスは、**違法又は不当な行為を助長・誘発するおそれがないか**を強く問われることになる

- **スクレイピング・外部取得データの利用への影響**

ウェブサイト、SNS、公開情報等から収集した連絡先情報であっても、それが特定の個人への連絡や情報伝達に使えるものであれば、利用や取得の適法性を慎重に検討する必要がある

- **オンライン識別子・デジタル広告実務への影響**

Cookie、広告ID、端末識別子、アカウント識別子等についても、個人に情報を届けたり接触したりするための導線となる場合には、今後の委員会規則や解釈次第で射程に入る可能性がある

- **契約・社内ルール見直しへの影響**

データ購入契約、送客契約、マーケティング委託契約、プライバシーポリシー、営業部門の利用ルール等について、連絡先情報の取得・利用・提供の整理を見直す必要がある

ポイント

実務上は、「**連絡先だから軽い情報**」ではなく、「**本人に到達できるから危険性が高い情報**」として管理する発想への転換が必要になる

「統計作成等」とその規律

「統計作成等」

- 「統計作成等」(2条13項)を新設
- 大量の情報から要素情報を抽出し、分類・比較・解析を行う
- その結果として、傾向又は性質に係る情報を作成する行為をいう
- 個人に関する情報そのものを作成するものは含まない
- 権利利益を害するおそれが少ないものとして、委員会規則で定めるものに限定される

ポイント

利活用面の中心概念は、**統計作成等**である

「統計作成等」の定義

- 統計作成等(2条13項)とは、統計の作成その他の方法により、**大量の情報**から、その情報を構成する要素に係る情報を抽出し、分類、比較その他の解析を行って、**当該大量の情報の傾向又は性質に係る情報**を作成する行為をいう。
- ただし、そこで作成されるものは、**個人に関する情報であるものを除く**。
- さらに、その中でも、**個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの**に限られる。
- したがって、条文構造としては、
 - ① **大量情報を対象とすること**
 - ② **要素情報の抽出・分類・比較・解析を行うこと**
 - ③ **傾向又は性質に係る情報を作成すること**
 - ④ **個人に関する情報を作成しないこと**
 - ⑤ **権利利益侵害のおそれが少ないこと**の5段階で絞り込む定義と整理できる。

ポイント

統計作成等とは、**大量データから個人を離れた傾向・性質を取り出す分析のうち、個人に関する結果を作らず、かつ権利利益侵害のおそれが少ないもの**に限定された概念

統計作成等の定義のポイント

- 「大量の情報」という要件があるため、個人に関する単発的判断ではなく、多数のデータを前提とした分析が想定されている。
- 「傾向又は性質に係る情報」という文言から、出力結果は一般的・集团的・類型的な分析結果であることが予定されている。
- 「個人に関する情報であるものを除く」とされているため、個人ごとのスコア、個人別推薦、特定個人向けの判断結果のような出力は、そのままでは入りにくい。
- さらに、最終的な範囲は委員会規則に委ねられており、条文だけで無制限に広く読める概念ではない。

ポイント

この定義は、「分析一般」ではなく、「個人に戻らない一般的分析」を対象にしている。

従来の「統計データ作成」はどう変わるか

【従来】

- 統計データの作成それ自体は、個人に戻らない一般的・集計的な結果を作る限り、実質的には個人情報保護法の中心規制の外側で整理されやすかった。
- 特に、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果は、個人の権利利益侵害のおそれが少ないという発想が前提にあった。
- もっとも、どこまでが許されるのか、AI学習や第三者提供まで含めてどのように整理するのかは、条文上は必ずしも明確ではなかった。

【改正後】

- この領域を、「統計作成等(2条13項)」として法律上明文化する
- その上で、公開されている要配慮個人情報の取得や、個人データ等の第三者提供について、統計作成等にのみ利用する場合は本人同意不要の法定ルートを設定する。
- ただし、自由放任ではなく、公表義務、目的外利用禁止、第三者提供制限、契約上の明確化などの条件が付く
- さらに、特例に違反して目的外利用や第三者提供をした場合は、課徴金対象になり得る。

ポイント

従来は、「統計だから比較的フリー」という感覚で扱われやすかった

改正後は、「統計作成等」という法定概念の中で、使える代わりに条件と責任が明確に課されることになる

統計作成等に適用される規律

- **公開要配慮個人情報取得の特例(30条の2第1項)**
公開されている要配慮個人情報について、**統計作成等目的**等で必要があり、**一定事項を公表している場合には、本人同意なく取得できるルート**が設けられる。
- **継続公表義務(30条の2第2項・第3項)**
特例取得者は、取扱期間中、必要事項を継続して公表し、変更時には原則として事前公表を行う必要がある。
- **目的外利用禁止・第三者提供制限(30条の2第4項以下)**
特例により取得した情報は、公表された統計作成等の内容又は提供目的を超えて利用してはならず、一定の場合を除き第三者提供も禁止される。
- **第三者提供特例(30条の2第5項、31条の3)**
第三者が統計作成等を行う目的に必要な場合には、提供元・提供先双方の公表や契約上の明確化等を条件に、一定の第三者提供ルートが認められる。
- **課徴金との接続**
統計作成等特例に基づき取得した情報を、特例に違反して目的外利用又は第三者提供する行為等は、課徴金対象行為に含まれる方向で制度設計されている。

ポイント

統計作成等には、**利活用のための特例**が与えられる一方、**透明性・用途限定・再提供制限・課徴金**がセットでかかる。

統計作成等に関する特例① 取得特例

- **取得特例**(30条の2第1項)
- 公開されている要配慮個人情報について、一定条件下で本人同意なく取得することができる
- 条件は、①**統計作成等目的**又は**法定提供目的**であること、②**必要事項を公表していること**、③**公開情報であること**である
- 「公開だから自由に使える」わけではなく、目的限定と透明性を前提とした特例である
- 今回改正の利活用面での大きな転換点の一つである

ポイント

公開＋目的限定＋透明性が三位一体で求められる。

統計作成等に関する特例② 継続公表義務

- **継続公表義務** (30条の2第2項・第3項)
- 取扱期間中、必要事項を継続して公表しなければならない
- 内容変更時には、原則として事前に公表する必要がある
- ①データ源、②対象情報、③統計作成等の内容、④第三者提供の有無、⑤問い合わせ窓口等を明示する必要がある
- 問い合わせ窓口の整備と対応体制も重要となる

ポイント

透明性は、**一時的ではなく継続的に**求められる

統計作成等に関する特例③ 目的外利用禁止・第三者提供制限

- **目的外利用の禁止** (30条の2第4項以下)
- 特例により取得した情報は、**公表された統計作成等の内容又は提供目的を超えて利用してはならない**
- また、**第三者提供も原則として禁止される**
- ただし、**法定の提供ルートに基づく場合**、例えば、**統計作成等目的の第三者提供特例** (30条の2第5項、31条の3) に該当するときは、例外的に第三者提供が認められる。
- したがって、AI学習や統計分析を理由に取得したデータを、マーケティング、営業、与信、雇用判断等に転用することは、制度趣旨に反する。
- さらに、特例に違反して目的外利用や第三者提供をした場合は、**課徴金対象行為**となり得る

ポイント

特例データは、**原則として横流し・横展開できず、例外は法定の提供ルートに限られる**

統計作成等に関する特例④ 第三者提供特例

- **第三者提供特例** (30条の2第5項、31条の3)
- 第三者が統計作成等を行う目的で必要な場合の提供ルートを新設する
- 提供元・提供先双方に公表義務が課される
- 契約等で、法定特例に基づく提供であることを明確にしなければならない
- 再提供・目的外利用は禁止される

ポイント

高透明・高拘束型の利活用ルートである。

「統計作成等」に直ちには該当しないもの

- **個人ごとのスコアリング**

出力が特定個人に関する情報になる場合は、条文上の「個人に関する情報であるものを除く」に抵触しやすい。

- **個人別レコメンド・個人別広告配信**

分析結果が個人にひも付き、特定個人への働きかけに直結する場合は、統計作成等というより個人に関する分析利用に近い。

- **本人再識別や本人再接続を予定した分析**

特定の個人との対応関係が排斥された統計情報等の作成・利用が前提とされているため、再識別・再接続を予定する処理は整理しにくい。

- **統計作成等の名目を借りた営業利用**

名称が「統計」や「AI学習」であっても、実際には個人向け営業、勧誘、選別に使うのであれば、統計作成等には収まりにくい。

ポイント

「統計」や「AI」という名称ではなく、出力が個人に戻るかどうか¹が線引きになる。

統計作成等の法的意味

- この定義は、AI開発や統計分析に関する利活用の受け皿を設けるための中心概念であるが、**分析一般を広く自由化するものではない**。
- 制度改正方針では、「**統計作成等であると整理できるAI開発等を含む**」とされている一方、基礎にある考え方は、**特定の個人との対応関係が排斥された統計情報等の作成や利用は、権利利益侵害のおそれが少ない**という点にある。
- そのため、この定義は、個人データの利活用を無限定に広げる概念ではなく、**個人を離れた一般的・汎用的な分析結果**だけを新たな利活用ルートに乗せるための概念と理解すべきである。
- 言い換えると、今回の改正は、「**個人に戻らない分析**」であれば一定の条件で利活用しやすくする一方、「**個人に戻る分析**」は従来どおり慎重な規律の下に置くという整理を法文化しようとするもの

ポイント

統計作成等は、**個人との対応関係を排した一般的・汎用的な分析結果**のための概念であり、**個人への再接続を伴う利用まで当然に含むものではない**

統計作成等の実務上の影響

- **AI開発案件の整理が必要になる**
AI学習やモデル開発を「統計作成等」に乗せられるかどうかは、出力結果が個人に戻らないか、権利利益侵害のおそれが少ないかで判断する必要がある
- **公開要配慮個人情報利用案件に新ルートができる**
一定の条件を満たせば本人同意なく取得できる余地が生まれるが、その分、公表、目的限定、再提供禁止等の統制が必要になる
- **データ共有・共同研究・受託分析の契約実務が重くなる**
統計作成等特例を使う場合、提供元・提供先双方の公表、統計作成等目的であることの明確化、目的外利用禁止、第三者提供禁止などを契約に落とし込む必要がある
- **名称ではなく出力と運用で判断する必要がある**
「AI学習用」「統計処理用」とラベル付けしていても、実際には個人向け広告、勧誘、選別に使うのであれば、統計作成等としては整理しにくい
- **特例利用はむしろ重い運用を伴う**
特例を使うほど、アクセス制御、ログ管理、再利用禁止、監査、目的逸脱防止が重要になり、違反時は課徴金リスクにもつながる

ポイント

実務では、「統計」かどうかではなく、「個人に戻るかどうか」「特例に見合う統制を敷けるかどうか」で判断する必要がある。

「特定生体個人情報」とその規律

「特定生体個人情報」

- 特定生体個人情報(16条5項)を新設
- 特別の技術又は多額の費用を要しない方法で取得可能なものを対象とする
- 本人が容易に認識できない身体特徴情報を変換した情報を含む個人情報である
- 中心的に想定されるのは顔特徴データ
- 一度収集・流通すると、本人が変更しにくく、識別・追跡・差別に直結しやすい

ポイント

知らないうちに取得され得る生体情報を狙い撃ちする概念

「特定生体個人情報」の定義

- 特定生体個人情報(16条5項)とは、特定生体個人識別符号が含まれる個人情報
- ここでいう特定生体個人識別符号とは、個人識別符号(2条2項1号)のうち
 - ① 特別の技術又は多額の費用を要しない方法により取得することができる身体の一部の特徴に係る情報であり、
 - ② 当該情報が取得されていることを本人が容易に認識することができないものとして政令で定めるものを、
 - ③ 変換したものをいう。
- したがって、条文構造としては、
 - ① 身体の一部の特徴に係る情報であること
 - ② 比較的容易に取得可能であること
 - ③ 本人が容易に認識できない形で取得されること
 - ④ それを変換した識別符号であること
 - ⑤ その符号が含まれる個人情報であることの5段階で捉えることができる。

ポイント

特定生体個人情報とは、本人が気付きにくい形で比較的容易に取得される身体特徴情報を変換した識別符号を含む個人情報

特定生体個人情報の定義のポイント

- この定義は、生体情報一般を広く対象にするものではなく、**比較的容易に取得でき、しかも本人が取得を認識しにくいもの**を狙い撃ちしている
- 制度改正方針では、中心的な念頭対象として、**顔特徴データ等**が想定
- 条文は、元の身体特徴情報そのものではなく、それを**変換した識別符号**に着目しているが、規律対象はその符号を含む**個人情報**
- 「この章において」とされているため、これは個人情報取扱事業者等に関する義務規定の文脈で使う概念であり、後続条文の特則とセットで理解する必要

ポイント

この定義は、生体情報一般の定義ではなく、**見えにくく、取り返しがつきにくい生体識別情報に特別規律をかけるための定義**である。

特定生体個人情報に適用される規律

- **取扱時の周知義務(21条の2)**

個人情報取扱事業者は、特定生体個人情報を取り扱うに当たり、氏名又は名称、住所、代表者氏名、特定生体個人情報を取り扱うこと、利用目的、身体特徴情報の内容、開示等請求手続等を、あらかじめ通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

- **オプトアウト第三者提供の禁止(27条2項)**

特定生体個人情報は、オプトアウト制度により第三者提供できる個人データから除外される。

- **利用停止等請求権の拡張(35条7項・8項)**

本人は、自己が識別される特定生体個人情報が取り扱われているときは、一定の場合を除き、利用停止等又は第三者提供停止を請求することができる

- **経過措置(附則4条)**

施行日前に一定の通知や同意がなされている場合には、新法上の通知・同意があったものとみなされる。

ポイント

特定生体個人情報には、**周知義務・オプトアウト禁止・利用停止等請求権**という三本柱の特則がかかる

特定生体個人情報に関する周知義務

- **周知義務(21条の2)**として、①氏名又は名称、②住所、③代表者氏名、④取扱事実、⑤利用目的、⑥身体特徴情報の内容、⑦開示等請求手続等の「通知」又は「容易知得状態」が必要となる
- 「顔認証使用中」といった抽象的掲示のみでは不十分である
- 店舗、ビル、空港、イベント会場等の出入管理や防犯カメラ連携現場で重要性が高い
- 既存掲示やプライバシーポリシーが新法水準を満たすか、施行前点検が必要となる

ポイント

何を、どう使うのかが分かる周知が必要である。

特定生体個人情報とオプトアウト禁止(27条2項)

- **オプトアウト第三者提供の禁止(27条2項)**により、特定生体個人情報是对象から明示的に除外される
- 本人関与の弱い仕組みでの流通を認めない方向が法文化された
- 第三者提供は、本人同意又は法定例外による場合に限定される
- 名簿事業者やデータブローカーが顔特徴データを扱う余地は大きく狭まる

ポイント

特定生体個人情報は、**オプトアウトでは流せない情報類型**と明確化された。

特定生体個人情報と利用停止等請求権(35条7項・8項)

- 本人は、一定の場合を除き、利用停止等又は第三者提供停止を請求できる
- 事業者は、請求に理由があると判明したときは遅滞なく対応しなければならない
- 導入時の適法性確認だけでなく、停止請求に応答する運用設計が必要となる

ポイント

やめさせられる権利が明確化された点が重要である。

特定生体個人情報にそのままでは直ちに及ばない規律

- **要配慮個人情報の特則そのものではない**
特定生体個人情報は、要配慮個人情報という類型ではなく、**別建ての特別規律**として導入される。したがって、要配慮個人情報と全く同じ条文構造で一律に処理するのではなく、21条の2、27条2項、35条7項・8項の特則で見る必要がある。
- **直ちに全面的な取得禁止ではない**
定義の新設だけで、取得それ自体を一律に禁止するものではない。問題は、取得後・取扱い時の周知、第三者提供、停止請求への対応にある。
- **直ちに全面的な同意必須類型とされたわけではない**
特定生体個人情報について、オプトアウト提供は禁止するが、あらゆる取扱いを常に本人同意必須とする構造にはしていない。法定例外や既存の個人情報規律との関係で整理する必要がある。
- **匿名加工情報・仮名加工情報の特則そのものではない**
匿名加工情報や仮名加工情報のルールに吸収するのではなく、あくまで**生体識別性と認識困難性**に着目した別個の規律である。

ポイント

特定生体個人情報は、**要配慮個人情報と同じでも、全面禁止類型でもない。専用の特則で管理する情報類型**として理解するのが基本である。

特定生体個人情報の法的意味

- 制度改正方針では、顔特徴データ等について、本人が知らないうちに取得されやすく、識別・追跡・プロファイリングに使われやすく、しかも一度流通すると変更が難しいという性質が問題視されている。
- そのため、今回の改正は、生体情報一般を抽象的に保護するのではなく、**認識困難性と変更困難性**を持つ生体識別情報を、人格的利益侵害のリスクが高い情報として切り出している。
- 単に取得時の適法性だけでは足りず、**取扱いの透明性、流通の制限、本人による離脱可能性**を法的に担保しようとしている点に特徴がある。
- 言い換えると、この定義の法的意味は、「見えにくく集められる顔特徴データ等は、**通常の個人情報よりも強い人格的・監視的リスクを持つ**」という評価を、法律上明示した点にある。

ポイント

この定義は、生体識別情報に伴う監視・追跡・差別リスクを正面から法的に捉えた点に大きな意味がある。

特定生体個人情報の実務上の影響

- **顔認証システムの見直し**
店舗、ビル、空港、イベント会場、オフィス等での顔認証システムについて、掲示、プライバシーポリシー、説明資料が**21条の2の周知水準**を満たすかを点検する必要がある。
- **防犯カメラ連携分析の見直し**
防犯カメラ映像から顔特徴データを抽出して照合・分析する運用では、本人が認識しにくい形で取得しているか、どの身体特徴情報を扱うか、どこまで第三者提供しているかを再点検する必要がある。
- **データブローカー・名簿流通型ビジネスへの影響**
顔特徴データ等をオプトアウトで第三者提供することはできなくなるため、本人同意又は法定例外の整理なしに流通させるモデルは極めて難しくなる。
- **停止請求対応フローの整備**
適法導入であっても、本人から利用停止や提供停止の請求が来る可能性があるため、法務・情報システム・現場部門が連携した停止請求対応フローを整える必要がある。
- **既存運用の棚卸し**
附則4条により既存通知・既存同意のみなしがあり得るが、既存の通知文言や同意取得方法が新法水準を満たしているかは再評価が必要である。

ポイント

実務では、「顔認証を使っているか」だけでなく、「見えにくい形で取得される生体識別情報をどう説明し、どう止められるようにしているか」が問われる。

学術研究例外の再整理

学術研究例外の再整理① 現行法の出発点 (20条2項6号、27条1項6号、16条9項 関係)

- **要配慮個人情報の取得に関する学術研究例外(20条2項6号)**
現行法でも、学術研究機関等と共同して学術研究を行う場合などには、一定の要件の下で、要配慮個人情報の取得について例外が認められている。
- **第三者提供に関する学術研究例外(27条1項6号)**
現行法でも、学術研究機関等と共同して学術研究を行う場合などには、一定の要件の下で、本人同意なく第三者提供できる場面がある。
- **学術研究機関等の定義(16条9項)**
改正法案では、この「学術研究機関等」に、大学等に加えて、病院その他の医療の提供を目的とする機関又は団体を含める方向で整理されている。
- **現行法の実務上の問題**
もともと、現行法の条文構造だけでは、大学、病院、企業が関与する共同研究案件を、どの例外に整理するのかが必ずしも分かりやすくなかった。
- **今回の改正の出発点**
そこで改正法案は、学術研究例外を、学術研究機関等と共同して学術研究を行う場合を中心に、実務に即して整理し直そうとしている。

ポイント

現行法でも学術研究例外はあるが、共同研究実務との対応関係が見えにくかったため、その整理を明確化するのが今回の改正の出発点である。

学術研究例外の再整理② 何が改正で明確になるか

- **学術研究機関等の範囲の明確化(16条9項)**
改正法案では、「学術研究機関等」に、大学等だけでなく、**病院その他の医療の提供を目的とする機関又は団体**を含める方向が示されている。
- **共同研究型の実務を中心に整理**
要配慮個人情報取得・第三者提供に関する学術研究例外について、**学術研究機関等と共同して学術研究を行う場合**を中心に、実務上分かりやすく整理する方向が示されている。
- **「学術研究なら広く自由」ではない**
改正の趣旨は、学術研究名義で広くデータ流通を認めることではなく、**共同研究として説明できる案件を明確化すること**にある。研究と無関係な営業利用や事業利用への転用は、この例外で正当化されるものではない。

ポイント

改正の核心は、**大学・病院・企業の共同研究実務に合う形で、学術研究例外**を見えやすく整理することにある。

学術研究例外の再整理③ 実務で何を見直すか

- **共同研究契約の見直し**
研究目的、共同研究性、成果物の帰属、利用範囲、再提供禁止、安全管理を契約上明確にする必要がある。特に、研究成果の利用先や、研究後のデータ利用範囲を曖昧にしないことが重要である。
- **案件の実質判定が重要**
形式的に「共同研究契約」としていても、実質が営業目的・商品開発目的・顧客勧誘目的であれば、学術研究例外に乗るとは言いにくい。名称ではなく、**実質的に共同して学術研究を行っているか**が問われる。
- **医療・創薬・公衆衛生分野で影響大**
病院等が学術研究機関等に明示的に含まれることで、医療データ利活用や共同研究の法的安定性は高まるが、その分、**研究目的の明確化とガバナンス整備**がより重要になる。

ポイント

研究名義の営業利用は許されず、本当に共同研究といえるかが実務の中心論点になる。

本人同意の例外の見直し

本人同意の例外の見直し① 全体像(18条3項、20条2項、27条1項 関係)

- 今回の改正では、本人同意の例外が、
 - ① 生命・身体・財産保護、公衆衛生等の場面
 - ② 本人の意思に反しないことが明らかな場面
 - ③ 学術研究の場面で見直される。
- 見直しの対象は、
 - ・利用目的外利用(18条3項)
 - ・要配慮個人情報の取得(20条2項)
 - ・第三者提供(27条1項)の3場面である。
- 改正の方向性は、実務上必要な情報連携をしやすくする一方で、無制限に自由化するのではなく、例外類型を法的に整理し直すことにある。

ポイント

改正の核心は、「同意がなくてもよい場面」を広げることそのものではなく、必要な例外を実務に即して明確化することにある。

本人同意の例外の見直し②生命・身体・財産保護、公衆衛生等の例外拡張

(18条3項2号・3号、20条2項2号・3号、27条1項2号・3号)

- 現行法では、人の生命・身体・財産の保護、公衆衛生の向上、児童の健全育成の推進のために必要な場合でも、「本人の同意を得ることが困難であるとき」が要件とされていた。
- 改正法案では、これに加えて、「本人の同意を得ないことについて相当の理由があるとき」が追加される
- これにより、本人に接触可能であっても、同意取得を前提とすること自体が不適切又は公益保護に反する場面で、柔軟な運用がしやすくなる。
- 想定される考慮要素としては、公益性、緊急性、代替手段の有無、本人不利益の程度、事後説明可能性などがある。

ポイント

改正後は、「同意が困難か」だけでなく、「同意に依拠しないことに相当性があるか」が問われる。

本人同意の例外の見直し③「本人の意思に反しないことが明らかな場合」の新設 (18条3項7号、20条2項7号、27条1項8号)

- 改正法案では、取得の状況からみて本人の意思に反しないため、本人の権利利益を害しないことが明らかな場合を、新たな同意例外として設ける。
- 制度改正方針や関連解説では、本人との契約の履行のために必要不可欠な情報連携が典型例として想定されている。
- 想定事例としては、
 - ・ホテル予約サイトから宿泊施設への予約者情報の提供
 - ・金融機関による海外送金のための送金先金融機関への情報提供などが挙げられている。
- ただし、判断基準は事業者の都合ではなく、本人の合理的期待にある。包括利用規約の片隅に書いてある程度では、「明らか」とはいえない。

ポイント

新設されるのは、事業者に便利な例外ではなく、本人が通常予期する情報連携のための例外である。

本人同意の例外の見直し④学術研究例外の再整理

(20条2項6号、27条1項6号、16条9項 関係)

- 現行法でも、要配慮個人情報取得・第三者提供について、**学術研究機関等**に関する例外規定は存在する
- 改正法案では、**学術研究機関等に、病院その他の医療の提供を目的とする機関又は団体が含まれることを明示**する方向が示されている
- その上で、要配慮個人情報取得・第三者提供に関する学術研究例外を、**学術研究機関等と共同して学術研究を行う場合**を中心に整理し直す方向が示されている。
- これは、大学・病院・企業が関与する共同研究実務を整理しやすくする趣旨であり、**研究名義の営業利用まで認めるものではない**

ポイント

学術研究例外の改正は、**共同研究実務を見えやすく整理する改正**であって、**学術研究なら広く自由という改正ではない**

本人同意の例外の見直し⑤:実務で何が変わるか

- **公衆衛生・児童保護・不正行為対策等の情報共有**
現行法では、本人に接触可能であることから「同意取得困難」と言い切れず、情報共有をためらう場面があったが、改正後は**相当の理由**の検討で整理しやすくなる。
- **契約履行型の第三者提供**
予約、決済、送金、BPO処理など、本人が通常予期する情報連携は、**本人の意思に反しないことが明らかな場合**として整理しやすくなる。
- **共同研究契約の見直し**
大学・病院・企業の共同研究では、**研究目的、共同研究性、成果物帰属、利用範囲、再提供禁止、安全管理**を契約上明確にする必要が高まる。
- **社内判断の記録化**
同意を取らない判断をする以上、**なぜ例外に当たるのか**を、公益性、必要性、本人期待、代替手段の有無などの観点から記録しておく必要がある。

ポイント

改正後は、「**同意がないから止める**」から、「**例外に当たるかを説明できるか**」で判断する実務へ進む。

本人同意の例外の見直し⑥

- 今回の改正は、本人同意原則を放棄するものではない
- その代わりに、実務上必要な情報連携について、
 - ① 相当の理由
 - ② 本人の意思に反しないことが明らかな場合
 - ③ 学術研究例外の整理という形で、同意例外を明文化・整理し直すものである。
- したがって、今後は、例外に当たるかを条文ごとに説明し、必要に応じて契約・ポリシー・判断記録を整備することが重要になる

ポイント

改正のメッセージは、本人同意原則を維持しつつ、必要な例外を実務に即して明確化することにある。

漏えい等発生時の本人通知義務の見直し

漏えい等発生時の本人通知義務の見直し(26条2項)

- 現行法では、報告対象事態が生じた場合、通知困難な場合を除き原則として本人通知が必要であった
- 改正法案では、「権利利益保護に欠けるおそれが少ない場合」に、代替措置で通知を省略できる
- 形式的一律通知から、実質的リスク評価に基づく通知判断へと転換する
- 既存通知のみなし規定はなく、施行日以後の事案に新基準が適用される

ポイント

リスク評価ベースの通知判断へ転換する改正である。

本人通知要否の判断要素

- 漏えい情報の性質
- 情報単体で生じ得る不利益
- 他情報との照合可能性
- 漏えい先・誤送付先の属性
- 回収・削除・アクセス遮断の状況
- 本人に追加的防御行動を求める必要性
- 低リスク例として、内部識別子のみの漏えいや、信頼できる取引先への誤送付で削除確認済みの事案が考えられる
- 高リスク例として、氏名・連絡先・ID・属性の組合せや、漏えい先不明、パスワード変更等の防御行動が必要な事案が考えられる

ポイント

通知を省略するなら、「**保護に欠缺がない**」と説明できることが必要

漏えい対応実務の見直しポイント

- 通知要否の評価プロセスをインシデント対応フローに組み込む必要がある
- 情シスによる事実把握、法務による権利利益侵害評価、広報・顧客対応部門による通知・代替措置設計の連携が重要である
- 通知省略時には、リスク評価メモや判断記録を保存しておく必要がある
- 通知テンプレートや代替措置メニューの見直しも必要になる
- 施行前から、漏えい類型の棚卸しを進めるべき

ポイント

判断自体を説明できる体制が求められる

オプトアウト制度の引き締め

オプトアウト制度の引締め① 提供先確認義務(27条7項)

- オプトアウト提供時、提供元は提供先第三者を事前に確認しなければならない
- 確認事項は、氏名又は名称、住所、代表者氏名、提供先における利用目的である
- 名簿流通、マーケティングリスト、データブローカー業務に直接影響する
- 提供先確認票、利用目的確認書、反社・違法利用懸念先排除、継続的確認の実装が必要となる

ポイント

相手を見ない流通は認められない

オプトアウト制度の引締め② 虚偽回答禁止(27条8項)

- 確認を求められた提供先第三者は、確認事項について偽ってはない
- 過料(186条1号)として10万円以下の対象となる
- 提供元のみを規律しても制度が空洞化するため、提供先にも直接義務を課している
- 先行施行(附則1条3号)の対象である

ポイント

提供先にも**真実義務**が課される。

オプトアウト制度の引締め③ 記録義務の強化(29条1項)

- 第三者提供記録に、提供年月日や提供先氏名等に加え、**利用目的確認事項も追加**される
- **確認しただけでなく、確認内容を記録として残さなければならない**
- 委員会对応、内部監査、社内統制の観点からも重要である
- 記録様式、保管期間、運用フローの再設計が必要となる

ポイント

確認と記録はセットである。

委託を受けた事業者の規律

委託を受けた事業者に関する規律① 委託先の範囲外利用禁止(30条の3)

- 委託を受けた個人情報、委託業務遂行に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない
- 従来は委託元の監督義務の反射として整理される面が強かった
- 改正後は、委託先自身の法律上の直接義務となる
- 例外は、法令に基づく場合や人命救助・災害救援等の限定的場面にとどまる

ポイント

委託先の二次利用に正面から対応する改正

委託規律見直しの背景

- クラウド、SaaS、BPO、AI開発受託、データ加工受託、コールセンター、物流・決済代行など、委託先が大量データを実質的に扱う時代になっている
- 受託データを分析、品質改善、AI学習、別サービス開発等に独自利用する事案が問題化している
- 委託先は、もはや単なる事務補助者ではなく、独立したデータ取扱主体として振る舞う場合がある
- 委託元の監督強化だけでは限界があるという問題意識が背景にある

ポイント

受託者は、**独立したデータ取扱主体**になっている。

委託先の独自判断利用が問題となる場面

- サービス改善、品質向上、AI学習、モデル改善
- 別サービス開発、横断分析、営業支援への転用
- 通常、これらは「委託業務遂行に必要な範囲」とはいえない
- 契約上、委託業務に明示的に含まれているのか、それとも第三者提供・共同利用・別途同意取得が必要なのかを峻別する必要がある
- 受託データガバナンスを委託先自身が主体的に整備する必要がある

ポイント

「サービス改善」を魔法の言葉にしてはならない。

機械的・受動的受託処理への適用調整(58条の2)

- 取扱方法を自ら決定しない受託者については、本法の一部規律を適用しない仕組みが導入される
- 適用除外の要件は、委託契約で取扱方法等が定められていること、必要範囲内の処理であること、契約どおりに運用されていることである
- 想定例は、詳細指示に従ったデータ入力、印字、発送、スキャン、変換等である
- 単なる秘密保持条項だけでは足りない

ポイント

契約の作り込みが適用除外の前提となる。

いわゆる「クラウド例外」との関係

- 個人情報Q&Aでは、クラウド事業者が個人データを取り扱わない契約とアクセス制御がある場合、「提供」に該当しないと整理されてきた
- 2024年3月には、現実に取り扱うクラウド事業者には規律が及ぶ旨の注意喚起がなされている
- 改正後も「クラウド例外」自体が消えるわけではないが、取扱いの実態がより厳密に問われる
- **委託先の範囲外利用禁止(30条の3)、機械的受託処理の適用調整(58条の2)**、第三者提供、共同利用のいずれで整理するかを個別に検討する必要がある

ポイント

「クラウドだから当然例外」は通用しない。

16歳未満の未成年者の保護

16歳未満の者の保護① 全体像

- 利用停止等請求権の拡張(35条9項・10項)
- 法定代理人への読替え(40条の2)
- 最善の利益の考慮義務(58条の3)
- 既存同意・既存通知のみなし(附則5条・6条)
- 番号法、次世代医療基盤法にも同趣旨の規律と経過措置が置かれる

ポイント

未成年者保護は、**包括的な保護設計**へ進む。

16歳未満の者の保護② 利用停止等請求権(35条9項・10項)

- 事業の適正な実施に著しい支障がある場合など、法の定める例外を除き、保有個人データの利用停止等又は第三者提供停止を請求できる
- SNS、教育サービス、ゲーム、位置情報サービス、行動履歴分析等で特に重要となる
- 親権者同意の有無だけでなく、事後的に離脱できる権利として構成されている

ポイント

後からやめられること自体が保護になる

16歳未満の者の保護③ 法定代理人への読替え(40条の2)

- 16歳未満の者の個人情報等の取扱いについては、同意取得、通知、開示等請求、利用停止等請求その他の本人関与場面で、原則として「本人」を「法定代理人」と読み替える
- これにより、従来はQ&Aや実務慣行で対応していた未成年者対応が、法律上の明文規律になる
- 実務上は、誰に説明し、誰から同意を取得し、誰から請求を受け付けるかの基本設計を見直す必要がある
- 特に、利用規約、プライバシーポリシー、同意取得画面、問い合わせ窓口、開示等請求フロー、利用停止等請求フローは、法定代理人対応を前提に再設計する必要がある
- また、オンラインサービスでは、年齢把握をどこまで求めるか、不知の場合をどう扱うか、年齢確認のために過剰な個人情報を取得しないかが重要な実務論点となる
- 既存サービスについても、従前の本人同意や本人通知が、附則上の法定代理人同意・通知のみなしに乗るかを再評価する必要がある

ポイント

この読替えにより、16歳未満対応は、「未成年者への配慮」から「法定代理人を相手方とする制度対応」へと明確化される

16歳未満の者の保護④ 最善の利益の責務(58条の3)

- 16歳未満の者の個人情報等を取り扱うに当たり、本人の最善の利益を優先して考慮しなければならない
- ダークパターン、長時間利用設計、依存誘発、過剰課金誘導、偏った推薦アルゴリズム等への解釈指針となり得る
- 形式的同意の有無を超えた評価基準が導入される

ポイント

形式的同意ではなく、最善の利益が問われる

命令体系の再設計

命令体系の再設計① 本人保護命令への拡張(148条)

- 委員会の命令内容が、違反是正にとどまらなくなる
- 本人への通知、公表、その他本人の権利利益保護のために必要な措置まで対象となる
- 違法な第三者提供や大規模不正利用では、どの本人に、いつ、何を通知するかまで命令対象になり得る
- 適用関係(附則7条)にも注意が必要である

ポイント

本人対応・公表自体が命令対象になる

命令体系の再設計② 違反補助者への要請(148条の2)

- 違反行為を補助する第三者に対し、中止のための必要措置を要請できる
- ホスティング、クラウド、プラットフォーム、データ流通インフラ事業者等が想定される
- 違反主体への命令だけでは、インフラを通じた違反継続を止めにくい現状への対応である
- 要請であるが、実務上の重みは大きい

ポイント

周辺インフラにも対応が及ぶ

課徴金制度の導入

課徴金制度の導入① なぜ導入されるのか(148条の3～148条の17)

- 現行法では、違反事業者が勧告・命令を受けた後に違反行為を中止しても、違反行為によって得た経済的利益をそのまま保持できる場面があり、抑止として限界があると整理されている。
- また、現行法上の直罰規定だけでは、経済的誘因のある大量・悪質な違反行為を抑止するには必ずしも十分でないとの問題意識が示されている。
- 改正法案では、重大な違反行為により個人の権利利益が侵害された場合等について、違反行為によって得られた財産的利益等に相当する額の課徴金を命ずる制度を導入する。

ポイント

課徴金制度は、「違反しても儲かる」構造を断つための制度である。

課徴金制度の導入② 制度の基本構造

- 課徴金は、違反行為を処罰する刑罰ではなく、金銭的不利益を課す行政上の措置として整理されている
- 目的は、違反行為から得られる経済的誘因を小さくすることで、悪質な違反行為そのものを抑止することにある
- したがって、課徴金は、すべての法違反に広くかかるのではなく、剥奪すべき違法な収益が観念できる違反類型に重点化されている

ポイント

課徴金は、一般的な制裁強化ではなく、経済的利益を伴う重大違反へのピンポイントの行政措置である。

課徴金制度の導入③ 主な対象行為(148条の4関係)

- 課徴金対象行為(148条の4関係)は、法案上、無限定ではなく、**悪質性と経済的誘因が明確な行為類型**に限定されている。
- 具体的には、少なくとも次の類型が対象とされている。
 - ① **不適正利用の禁止違反(19条)**のうち、違法行為又は不当な差別的取扱いを行うことが想定される第三者への提供、又はそのような第三者の求めに応じた利用
 - ② **不正取得・利用(20条1項違反)**
偽りその他不正の手段により個人情報を取得し、これを利用する行為
 - ③ **違法な第三者提供(27条1項違反)**
本人同意なく個人データを第三者に提供する行為
 - ④ **統計作成等特例違反**
特例により取得した情報を、統計化等せずそのまま第三者に販売する行為や、広告配信サービス等のために目的外利用して利益を得る行為
- このように、課徴金制度は、**安全管理措置義務違反一般**を広く対象とするものではなく、**違反行為による収益獲得が観念しやすい行為**に重点を置いている。

ポイント

課徴金の対象は、「**悪質で、かつ違法収益が観念できる行為**」に限定されている。

課徴金制度の導入④ 成立要件(148条の4、148条の5関係)

- **前提として、法定の課徴金対象行為に当たることが必要**
課徴金は、すべての法違反にかかるのではなく、**148条の4に定める課徴金対象行為に当たる**場合に限って問題となる。
- **第1の要件:相当の注意を怠ったこと**
対象行為があっても、当該個人情報取扱事業者が**当該行為を防止するための相当の注意を怠った者でない**と認められる場合には、課徴金対象から除く構造を採っている。
したがって、課徴金は、単なる結果責任ではなく、**防止努力の欠如**を要件としている。
- **第2の要件:本人の数が1,000人を超えること**
課徴金の対象となるためには、**対象行為に係る個人情報又は個人データの本人の数が1,000人を超えることが必要**
このため、少数・局所的な違反まで直ちに課徴金対象とする制度ではない。
- **第3の要件:権利利益侵害の程度が大きい場合に当たらないこと**
個人の権利利益を害する程度が大きい場合を課徴金対象から除外している。
したがって、形式的違反や軽微な侵害ではなく、**権利利益侵害の程度が大きい事案**に重点を置く構造になっている。
- **結論:複数要件で重大事案に限定**
このように、課徴金は、
 - ① 対象行為該当性
 - ② 相当の注意欠如
 - ③ 1,000人超
 - ④ 侵害重大性という複数要件を満たした場合に限られる。

ポイント

課徴金は、**対象行為に当たれば自動的に課される制度ではなく、帰責性・大規模性・侵害重大性で絞り込まれた制度**である

課徴金制度の導入⑤「相当の注意を怠ったこと」の意味

- 法案は課徴金対象行為があっても、**当該個人情報取扱事業者が当該行為を防止するための相当の注意を怠った者でない**と認められる場合には、課徴金納付命令の対象から外す構造を採っている。
- したがって、課徴金は単なる結果責任ではなく、**当該行為を防止するための相当の注意を尽くしていたか**が問題となる制度
実務上は、審査体制、契約統制、アクセス制御、教育・監査、目的外利用防止措置などが、相当の注意を尽くしていたかを判断する重要な要素になり得る
- 逆にいえば、対象行為が発生した場合でも、事業者が相応の防止体制を整備していたことを説明できれば、**課徴金対象から外れる余地**がある

ポイント

課徴金は、**違反の有無だけでなく、防止努力の有無を見る制度**である

課徴金制度の導入⑥「1,000人超」と「権利利益侵害」の意味

(148条の5第1項2号・3号関係)

- 法案上、課徴金納付命令の対象となるためには、**対象行為に係る個人情報又は個人データの本人の数が1,000人を超えることが必要**とされている。このため、少数・局所的な違反まで直ちに課徴金対象とする制度ではない
- また、法案は、**個人の権利利益を害する程度が大きくない場合**を課徴金対象から除外している。
したがって、形式的違反や軽微な侵害ではなく、**権利利益侵害の程度が大きい事案**に重点を置く構造になっている。
- このように、課徴金は、**大規模性と侵害重大性**の両面から絞り込まれており、重大事案に重点化された制度である。

ポイント

少数・軽微な違反ではなく、大規模で深刻な侵害事案が課徴金の中心

課徴金制度の導入⑦ 課徴金額の考え方(148条の6以下関係)

- 法案は、課徴金額について、**対象行為又は対象行為をやめることの対価として得た金銭その他の財産上の利益の額**を基礎とする構造を採っている
- したがって、これは売上高の一定割合を課すタイプではなく、**対象行為によって得た利益を吐き出させる利得剥奪型の制度**と整理できる。
- 実務上は、**どこまでが対象行為と因果関係のある利益か、利益額をどのように認定・推計するか**が重要な論点になる
- 特に、複数事業が混在する場合や、派生収益がある場合には、算定の難しさが生じ得る

ポイント

課徴金は、**売上連動型ではなく、違法利得の剥奪を狙う制度**

課徴金制度の導入⑧ 実務への影響①～経営リスク化～

- 課徴金制度の導入により、個人情報保護法違反は、**法務・コンプライアンス上の問題**にとどまらず、**財務リスク・経営リスク**の問題になる
- 違反によって利益を得た事業では、法違反がそのまま**経済的不利益**につながり得る
- そのため、個人情報の取扱いは、現場任せではなく、**経営管理・内部統制のテーマ**として扱う必要がある
- 重大案件や高リスク案件は、**取締役会・経営会議レベルでの関与**が求められやすくなる

ポイント

課徴金制度により、個人情報保護法は**経営課題**になる。

課徴金制度の導入⑧ 実務への影響②～「相当の注意」を示せる体制整備～

- 課徴金の有無に関わるため、企業は、**当該行為を防止するための相当の注意を尽くしていたこと**を示せる体制を整える必要がある
- そのためには、
 - 審査フロー
 - 契約審査
 - アクセス制御
 - ログ管理
 - 教育
 - 監査
 - 承認記録の整備が重要になる
- 今後は、単に「違反しないこと」だけでなく、**防止努力を後から説明できること**が重要になる

ポイント

求められるのは、**違反防止体制の整備と説明可能性**

課徴金制度の導入⑧ 実務への影響③～高リスク案件への影響～

- そのため、
 - データ販売
 - 広告配信
 - 送客
 - 共同利用
 - 委託
 - 共同研究
 - AI学習・分析案件については、従来以上に慎重な事前審査が必要になる
- 特に、統計作成等特例を使う案件では、
 - 公表内容の管理
 - 目的限定
 - 再利用禁止
 - 再提供禁止
 - 委託先管理を厳格に運用する必要がある

ポイント

第三者提供案件・データ利活用案件ほど、課徴金リスク管理が重要になる

罰則の強化

罰則強化① 全体像

- 罰則の見直し(176条、178条～180条、186条)
- 法定刑が引き上げられ、懲役から拘禁刑への整理も含まれる
- 新たな犯罪類型として不正取得罪が新設される
- 「不正な利益を図る目的」だけでなく、「損害を加える目的」も処罰対象に加えられる
- 公的部門・民間部門の双方で同水準の強化が図られる

ポイント

罰則は、無視できない水準まで強化される。

罰則強化② 不正提供等の厳罰化

- 不正提供・盗用の処罰(178条・179条)
- 民間部門と行政機関等の双方で、不正提供・盗用に対する処罰が強化される
- 「本人その他の者に損害を加える目的」が新たに追加される
- 改正前は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金、改正後は3年以下の拘禁刑又は500万円以下の罰金となる
- 内部者持出し、退職者流出、委託先横流し、報復・嫌がらせ型流出も視野に入る

ポイント

金銭目的だけでなく加害目的も処罰される。

罰則強化③ 不正取得罪の新設

- **不正取得罪(180条)**
- 自己若しくは第三者の不正利益又は本人等への加害目的で、欺き、暴行、脅迫、又は個人情報保有者の管理を害する行為により取得した者を処罰する
- 法定刑は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金である
- アクセス制御回避、認証潜脱、業務端末不正利用、権限逸脱取得、脆弱性悪用等が含まれ得る
- フィッシング、なりすまし照会、偽装インタビュー等も問題となり得る

ポイント

だまして取る段階から処罰される。

罰則強化④ オプトアウト確認虚偽と過料

- 確認事項の虚偽回答に対する過料(186条1号)
- 提供先が27条8項の確認事項について虚偽回答した場合の過料である
- 10万円以下の過料が科される
- 名簿流通やデータブローカー業務に直接影響する
- **先行施行**(附則1条3号)にも注意が必要である

ポイント

形式対応では済まない制度になる

附則

(施行期日・経過措置・いわゆる3年ごと見直し)

附則① 施行期日

- **原則施行**(附則1条本文)として、公布の日から起算して2年を超えない範囲で政令指定される
- **公布日施行**(附則13条・16条)
- **特別施行**(附則17条)
- **先行施行**(附則1条3号)として、罰則関係等の一部は公布後6か月で施行される
- 段階的な対応が必要である

ポイント

6か月組と本体組を分けて準備する必要がある。

附則② 経過措置の実務的意味

- 特定生体個人情報^①の経過措置(附則4条)
- 16歳未満の経過措置(附則5条・6条)
- 命令の適用関係(附則7条)
- 課徴金の適用関係(附則8条)
- 番号法・次世代医療基盤法の経過措置(附則9条～12条)
- 他方、委託規律には個別みなし規定がなく、既存契約の棚卸しが必要となる

ポイント

みなし規定があっても、新法水準を満たすかの再評価が必要である

附則③ 3年ごとの見直し

- **見直し規定(附則14条)**
- 施行後3年ごとに検討が行われる
- 国際動向、情報通信技術の進展、新産業の創出・発展状況等を勘案する
- AI、子ども保護、生体情報、課徴金運用は今後の見直し主要テーマとなり得る
- **令和2年改正法附則10条の文言修正(附則16条)も行われる**

ポイント

今回の改正で終わりではなく、**継続的見直し**が前提である。

実務対応・まとめ

実務対応① 優先的に棚卸しすべき6領域

- AI開発、分析、統計処理案件
- 顔認証、映像分析、生体認証
- 子ども向け又は16歳未満を含み得るサービス
- オプトアウト提供、営業リスト、周辺データ流通
- 受託処理、クラウド、BPO、分析委託
- 違反による利益が事業収益に直結し得る事業

ポイント

まずは**棚卸しと可視化**から始める。

実務対応② 契約・ポリシー見直し

- AI開発、分析、統計処理案件
- 顔認証、映像分析、生体認証
- 子ども向け又は16歳未満を含み得るサービス
- オプトアウト提供、営業リスト、周辺データ流通
- 受託処理、クラウド、BPO、分析委託
- 違反による利益が事業収益に直結し得る事業

ポイント

まずは**棚卸しと可視化**から始める。

実務対応② 契約・ポリシー見直し

- 委託契約では、取扱方法決定者、二次利用条項、再委託、事故報告、監査権限を見直す
- 共同研究契約では、目的、共同性、成果物、利用範囲、再提供禁止を明確化する
- データ提供契約では、オプトアウト確認・記録、統計作成等特例該当性を意識する
- 利用規約・プライバシーポリシーでは、子ども向け説明、生体情報揭示、漏えい通知判断基準を見直す
- 改正対応は、社内規程だけでなく外部公表文書まで一体で行う必要がある

ポイント

契約と外部文書まで一体で見直す必要がある。

実務対応③ 組織体制整備

- 法務、情報セキュリティ、事業部門、広報、顧客対応部門、経営陣の連携体制が必要である
- 停止請求、本人通知命令、課徴金リスクに即応できる体制を構築する
- インシデント対応フローに通知要否評価プロセスを組み込む
- 取締役会・経営会議への定期報告ルートも重要となる
- 個人情報コンプライアンスは、法務部だけのテーマではなく経営テーマである

ポイント

経営マターとして体制を構築する必要がある。

まとめ① 今回改正の要点

- 統計作成等による利活用ルート^①の整備
- 特定生体個人情報^②の保護強化
- 16歳未満の者の保護強化
- 連絡可能個人関連情報への新規制
- 委託先規律の明確化
- 命令・課徴金・罰則の強化

ポイント

入口を開け、出口を強くする改正

まとめ② 実務上のメッセージ

- 法案成立を待ってからでは遅い
- 自社のデータ取扱いを類型別に棚卸しする
- どの改正条項とどの経過措置の影響を受けるかを可視化する
- 契約、ポリシー、運用、体制を先行的に見直す
- 特に、6か月先行施行部分は優先的に対応すべき

ポイント

先に棚卸しと設計を始めることが重要である。

おわりに

- 今回の改正は、個人情報保護法を「使えるデータは使えるようにする法」としつつ、逸脱には重い責任を課す法へ進めるものである
- いわゆる3年ごとの見直し規定(附則14条)により、制度はさらに進化する可能性が高い
- AI、子ども、生体情報、課徴金運用は、次の改正サイクルでも主要論点となり得る
- 企業に求められるのは、一度限りの改訂ではなく、継続的なデータガバナンスである

ポイント

今回の対応は、**継続的ガバナンスの出発点**である。